

介護部門職員各位

令和5年度介護職員等処遇改善加算の賃金改善実施期間の変更について

R6年6月より処遇改善加算の制度が一本化されました。それに伴い、賃金改善実施期間の設定も統一することで、煩雑だった賃金改善額の管理の簡素化を図りたいと思います。

つきましては、令和5年度の賃金改善実施期間を下記のように変更致しますので、ご了承の程よろしくお願ひ申し上げます。

R5年度

	変更前 賃金改善実施期間	変更後 賃金改善実施期間
介護職員処遇改善加算	R5年6月～R6年5月	R5年6月～R6年3月
介護職員等特定処遇改善加算	R5年4月～R6年3月	R5年4月～R6年3月 (変更なし)
介護職員等ベースアップ等支援加算		

R6年度

	賃金改善実施期間
介護職員処遇改善加算	R6年4月～R6年3月
介護職員等特定処遇改善加算	
介護職員等ベースアップ等支援加算	

以上

令和6年7月29日
社会福祉法人 杏樹会
理事長 大久保 秀男